

内閣官房 検事長官 記録

内閣人第 一三〇号

起案

平成一三年 六月二五日

裁可	上奏	決定
平成	平成	平成

施行	平成	年 月 日
平成	年	月 日

内閣官房長官

白

内閣総理大臣

五

内閣官房副長官

龍

内閣総務官

内田

紫

片山 国務大臣

坂口

国務大臣

石原 国務大臣

村井

国務大臣

森山 国務大臣

武部

国務大臣

尾身 国務大臣

柳澤

国務大臣

田中 国務大臣

平沼

国務大臣

竹中 国務大臣

内田

国務大臣

塩川 国務大臣

扇

国務大臣

中谷 国務大臣

内閣

国務大臣

遠山 国務大臣

五

国務大臣

元

内閣

国務大臣

張海外
不在

川口 国務大臣

福田

国務大臣

内閣

検事長 原田 明夫

検事総長に任命する

次長検事 松浦 恕

検事長に任命する

検事長 甲斐 中辰夫

次長検事に任命する

検事宗像 紀夫

検事長に任命する

検事総長 北島 敬介

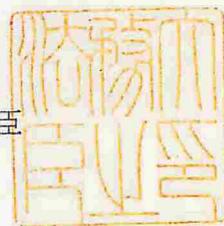
願に依り本官を免ずる

入
印

法務省人検第1497号
平成13年6月22日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。
なお、本件は、検事総長北島敬介の退官に伴い、その後任に東京高等検察庁
検事長原田明夫を、その後任に次長検事松浦恂を、その後任に高松高等検察庁
検事長甲斐中辰夫を、その後任に最高検察庁刑事部長宗像紀夫をそれぞれ充て
ようとするものであります。

記

東京高等検察庁検事長 検事長 原田明夫
検事総長に任命する

次長検事 松浦恂
検事長に任命する

高松高等検察庁検事長 検事長 甲斐中辰夫
次長検事に任命する

最高検察庁刑事部長 検事 宗像紀夫
検事長に任命する

検事総長 北島敬介
願に依り本官を免ずる

(平成13年7月2日付け)

検事略歴

本籍

原田明夫
ハラタ マサオ

昭和14年11月3日生

昭和38年3月 東京大学法学部卒
昭和38年4月 司法修習生

発令日

所属

昭和40年4月9日	東京地検検事
昭和41年3月19日	岡山地検検事
昭和43年3月25日	東京地検検事
昭和45年3月27日	福井地検検事
昭和46年8月16日	法務省刑事局付
昭和50年7月1日	在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官
昭和53年8月14日	法務省刑事局参事官
昭和53年12月26日	東京地検検事
昭和56年1月9日	法務省刑事局参事官
昭和58年4月1日	法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長
昭和59年11月20日	法務省刑事局公安課長
昭和60年11月15日	法務省刑事局刑事課長
昭和61年9月1日	法務省刑事局総務課長
昭和63年4月20日	法務大臣官房人事課長
平成4年4月3日	盛岡地検検事正
平成5年9月13日	最高検検事
平成5年12月22日	法務大臣官房長
平成8年1月16日	法務省刑事局長
平成10年6月23日	法務事務次官
平成11年12月22日	東京高検検事長

檢事略履歴

本籍

マツカラ マコト

松浦 惇

昭和14年 3月 3日生

昭和37年 3月 中央大学法学部卒
昭和37年 4月 司法修習生

発令日

所属

昭和39年 4月10日	横浜地検検事
昭和40年 3月25日	福島地検検事
昭和41年 3月19日	福島地検郡山支部検事
昭和42年12月28日	東京地検検事
昭和45年 3月27日	岡山地検検事
昭和47年 3月25日	横浜地検検事
昭和50年 3月24日	東京地検検事
昭和53年 3月24日	法務省刑事局参事官
昭和56年 3月25日	東京地検検事
昭和59年 3月26日	法務省刑事局青少年課長
昭和61年 9月 1日	東京高検検事
昭和63年12月 2日	東京地検公安部長
平成 2年 4月 5日	公安調査庁給務部長
平成 3年 9月17日	山形地検検事正
平成 4年12月10日	公安調査庁次長
平成 6年11月11日	東京高検次席検事
平成 8年12月 3日	横浜地検検事正
平成10年 2月12日	仙台高検検事長
平成11年12月22日	次長検事

檢事略履歴

本籍

加藤 夕次
甲斐中辰夫

昭和15年 1月 2日生

昭和37年 3月 中央大学法学部卒
昭和39年 4月 司法修習生

発令日	所属
昭和41年 4月 8日	横浜地検検事
昭和42年 3月 25日	宮崎地検検事
昭和45年 3月 27日	東京地検検事
昭和47年 3月 25日	岡山地検検事
昭和49年 3月 23日	水戸地検検事
昭和52年 3月 25日	東京地検検事
昭和54年 4月 1日	札幌地検総務部長
昭和55年 3月 25日	札幌地検公安部長
昭和57年 3月 25日	内閣調査官
昭和60年 3月 25日	東京地検検事
昭和62年 3月 27日	東京高検検事
昭和62年10月 31日	法務大臣官房書記課長
平成 2年10月 1日	千葉地検次席検事
平成 4年11月 9日	最高検検事
平成 5年12月 1日	金沢地検検事正
平成 6年11月11日	東京地検次席検事
平成 8年12月 3日	東京高検次席検事
平成10年 2月12日	横浜地検検事正
平成10年 7月17日	最高検刑事部長
平成11年 4月26日	東京地検検事正
平成12年11月27日	高松高検検事長

檢事略履歴

本籍

姓
宗像 紀夫

昭和17年 1月12日生

昭和40年 3月 中央大学法学部卒
昭和41年 4月 司法修習生

発令日	所属
昭和43年 4月 5日	東京地検検事
昭和44年 3月 25日	秋田地検検事
昭和47年 3月 25日	東京地検検事
昭和49年 3月 23日	福島地検検事
昭和52年 3月 25日	東京地検検事
昭和55年 8月 15日	法務総合研究所教官
昭和58年 8月 15日	東京地検検事
平成 1年 3月 28日	東京高検検事
平成 4年 3月 1日	東京高検検事（東京地検特別公判部長）
平成 5年 7月 2日	東京地検特別捜査部長
平成 7年 7月 31日	大津地検検事正
平成 8年 12月 3日	最高検検事
平成 9年 9月 17日	前橋地検検事正
平成11年 5月 10日	最高検総務部長
平成12年 11月 27日	最高検刑事部長

検事略歴

本籍

北島 敬介

昭和11年11月27日生

昭和34年 3月 東京大学法学部卒
昭和34年 4月 司法修習生

発令日	所属
昭和36年 4月14日	札幌地検検事
昭和37年 3月24日	釧路地検検事
昭和38年 3月25日	静岡地検浜松支部検事
昭和40年12月28日	東京地検検事
昭和42年12月28日	福岡地検検事
昭和45年 3月27日	浦和地検検事
昭和48年 3月23日	東京地検検事
昭和49年 9月17日	法務省刑事局付
昭和51年 3月22日	法務省刑事局参事官
昭和53年 3月24日	東京地検検事
昭和57年 3月25日	東京高検検事
昭和58年12月 2日	法務省刑事局刑事課長
昭和59年11月20日	東京地検交通部長
昭和60年 7月25日	東京地検刑事部長
昭和61年 4月 7日	司法研修所教官
昭和63年 4月 6日	最高検検事
昭和63年 9月12日	秋田地検検事正
平成 1年 9月 4日	東京地検次席検事
平成 3年 9月17日	最高検検事
平成 3年12月21日	東京高検次席検事
平成 5年 7月 2日	東京地検検事正
平成 6年11月11日	最高検公安部長
平成 7年 8月11日	次長検事
平成 9年12月 2日	東京高検検事長
平成10年 6月23日	検事総長

1丁		法務省						
		出生地	現住所	本籍	氏名	旧氏名	出生年月日	昭和一四年一一月三日
年	月	日	事項	名	府	名	年月日	昭和一四年一一月三日
四九	四六	三七	三八	三九	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	はら だ あき お	原 田 明 夫
四	八	四〇	四一	四二	東京大学法学部卒業	最高裁判所	旧氏名	
一	一六	四五	四三	三三	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	年月日	昭和一四年一一月三日
		二二	二五	二七	岡山地方検察庁検事に任命する	岡山地方検察庁検事に配置換する	年月日	昭和一四年一一月三日
		三	三	二三	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	年月日	昭和一四年一一月三日
					福井地方検察庁検事に配置換する	福井地方検察庁検事に配置換する	年月日	昭和一四年一一月三日
					ドイツ連邦共和国へ出張を命ずる	ドイツ連邦共和国へ出張を命ずる	年月日	昭和一四年一一月三日
					出張期間は昭和四六年一月四日から同年四月三日までとする	出張期間は昭和四六年一月四日から同年四月三日までとする	年月日	昭和一四年一一月三日
					東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	年月日	昭和一四年一一月三日
					法務省刑事局付に充てる	法務省刑事局付に充てる	年月日	昭和一四年一一月三日
					法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	年月日	昭和一四年一一月三日

2丁		法務省		年	月	日	事項	原田明夫
五四	〃	〃	〃	昭和四九	八	一二	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する 法務省刑事局付に充てることを解く	法務省
一	一二	〃	八	七	〃	一七	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する 外務事務官（大臣官房）に併任する	法務省
二九	二六	〃	〃	五三	一四	一	外務事務官（大臣官房）の併任を解除する 法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する 外務省に出向させる 外務事務官（在アメリカ合衆国日本国大使館）に転任 させれる 一等書記官を命ずる 帰朝を命ずる 法務省に出向させる 検事二級（東京地方検察院検事）に転任させる 法務省刑事局参事官に充てる 法務省刑事局参事官に充てることを解く アメリカ合衆国へ出張を命ずる	法務省
法務省		法	務	省	〃	〃		法務省

原田明夫		年	月	日	事項	法務省
3丁	法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長に充てる					法務省
四 一	法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てることを解く	五六	一	九	法務省刑事局参事官に充てる	出張期間は昭和五四年一月三〇日から同年二月一六日までとする
		五七	一	一一	かねて法務省人権擁護局付に充てる	かねて法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てる
		八	一	一八	かねて法務総合研究所教官に充てる	かねて法務総合研究所教官に充てる
		九	一三	ド及び香港へ出張を命ずる	大韓民国へ出張を命ずる	大韓民国へ出張を命ずる
					外務事務官(アジア局)に併任する	外務事務官(アジア局)に併任する
					併任の期間は昭和五七年一月一八日から同月二二日までとする	併任の期間は昭和五七年一月二二日までとする
					フィリピン、マレイシア、シンガポール、インドネシア、タイ、イン	フィリピン、マレイシア、シンガポール、インドネシア、タイ、イン
					出張期間は昭和五七年一〇月四日から同月二〇日までとする	出張期間は昭和五七年一〇月四日から同月二〇日までとする
					法務省	法務省

原田明夫

法務省						年	月	日	事項	原田明夫
4	丁	六一	六	二		昭和五八	四	一五	法務総合研究所教官に充てることを解く 法制審議会幹事に併任する	法務省
						昭和五八	二七	二七	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所
						五	二四	二四	西ドイツ、ベルギー、フランス及び連合王国へ出張を命ずる	最高裁判所
						五九	一一	出張期間は昭和五八年六月四日から同月一六日までとする	法務省	
						六〇	一二	二〇	法務省刑事局公安課長に充てる	最高裁判所
						六〇	一九	一九	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる	最高裁判所
						六〇	一五	一五	法制審議会幹事に併任する	法務省
						六	一五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省
						七	二五	二五	併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする	法務省
						八	一〇	一〇	インドネシア、マレーシア、大韓民国及び香港へ出張を命ずる	法務省
						八	一一	一一	出張期間は昭和六〇年七月二八日から同年八月一七日までとする	法務省
						八	一五	一五	大韓民国へ出張を命ずる	法務省
						八	一一	一一	出張期間は昭和六〇年一〇月一七日から同月二二日までとする	法務省
						八	一一	一一	東京高等検察庁検事に配置換する	法務省
						八	二	二	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省
						八	一	一	併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする	法務省

原田明夫

年 月 日 事 項

昭和六一 九 一

法務省刑事局総務課長に充てる

副検事選考審査会予備委員に併任する

法務省

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する

外務省

最高裁判所

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する

法務省審議会幹事に併任する

検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする

法務大臣官房人事課長に充てる

法務省人事管理官を命ずる

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く

外務省

副検事選考審査会予備委員の併任を解除する

5 丁

法務省共済組合運営審議会委員を命ずる

6 丁		法務省		年	月	日	事	項	法務省	原田明夫
	二	平成元	六四	昭和六三年度司法試験（第二次試験）	一〇	九	併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする	公証人審査会委員に併任する	任期は昭和六三年六月三〇日までとする	年
	一	一	一	昭和六四年度司法試験（第二次試験）	一一	一	併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする	公証人審査会委員に併任する	昭和六三年度司法試験（第二次試験）	月
四	一	一	一	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	一	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	日
				併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	一	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	原田明夫
				併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	一	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	年
				併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	一	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	月
				併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	一	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	日

法務省		年	月	日	事項	原田明夫
平成二年六月一日	法務省	年	月	日	事項	原田明夫
三 一〇 二二	法務省 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする				
三 一 四	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる					
四 一	法制審議会幹事に併任する					
六 一	平成三年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする				
六 一	最高検察庁検事に配置換する	最高検察官人事課長に充てる				
四 一 三	法務大臣官房人事課長に充てる	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する				
四 一 一	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする				
四 一 一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	司法修習生考試委員会委員を委嘱する				
四 一 一	公証人審査会委員に併任する	公証人審査会委員に併任する				
六 一	平成四年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	平成四年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する				
三 一	盛岡地方検察庁検事正に配置換する	併任の期間は平成四年一二月三一日までとする				
四 一 一	法務省人事管理官を免ずる	法務省人事管理官を免ずる				
四 一 一	法務省共済組合運営審議会委員を免する	法務省共済組合運営審議会委員を免する				
四 一 一	法制審議会幹事の併任を解除する	法制審議会幹事の併任を解除する				

法務省										原田明夫
年	月	日	事項			法務省				原田明夫
平成四 四 一五	平成四 四 一五	平成四 四 一五	公証人審査会委員の併任を解除する			司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く			司法修習生考試委員会委員の併任を解除する	最高裁判所
平成四 五 一四	平成四 五 一四	平成四 五 一四	司法修習生考試委員会委員の併任を解除する			平成四年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する			平成四年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する	法務省
平成四 六 二二	平成四 六 二二	平成四 六 二二	最高検察庁検事に配置換する			最高検察庁検事に配置換する			最高検察庁検事に配置換する	法務省
平成四 九 一三	平成四 九 一三	平成四 九 一三	法務大臣官房長に充てる			法務大臣官房長に充てる			法務大臣官房長に充てる	法務省
平成四 一 一二	平成四 一 一二	平成四 一 一二	法制審議会幹事に併任する			法制審議会幹事に併任する			法制審議会幹事に併任する	法務省
平成四 一 一一	平成四 一 一一	平成四 一 一一	第一一二八回国会政府委員を命ずる			第一一二八回国会政府委員を命ずる			第一一二八回国会政府委員を命ずる	法務省
平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる			日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる			日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる	法務省
平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二一〇条による合同会議日本政府代表代理を命ずる			日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二一〇条による合同会議日本政府代表代理を命ずる			日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二一〇条による合同会議日本政府代表代理を命ずる	法務省
平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する			最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する			最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	法務省
平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	第一一二九回国会政府委員を命ずる			第一一二九回国会政府委員を命ずる			第一一二九回国会政府委員を命ずる	法務省
平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	第一一三回国会政府委員を命ずる			第一一三回国会政府委員を命ずる			第一一三回国会政府委員を命ずる	法務省
平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	第一一三回国会政府委員を命ずる			第一一三回国会政府委員を命ずる			第一一三回国会政府委員を命ずる	法務省
平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	第一一三四回国会政府委員を命ずる			第一一三四回国会政府委員を命ずる			第一一三四回国会政府委員を命ずる	法務省
平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	平成四 一 一〇	法制審議会幹事に併任する			法制審議会幹事に併任する			法制審議会幹事に併任する	法務省
法務省	法務省	法務省	内閣	最高裁判所	最高裁判所	内閣	最高裁判所	最高裁判所	内閣	最高裁判所

法務省							年	月	日	事項	原田明夫
9	丁	平成	八	一	一六	法務省刑事局長に充てる					
九	一一	一一	一一	一一	一一	副検事選考審査会委員に併任する					
一	一二	一二	五	四	二	第一三六回国会政府委員を命ずる					
二〇	二九	二九	二九	二六	五	検察官特別考試審査会委員に併任する					
					二四	法制審議会刑事法部会委員に併任する					
					二六	法制審議会少年法部会委員に併任する					
					二八	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる					
					五	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二一〇条による合同会議日本政府代表代理を免ずる					
					二六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する					
					五	司法修習生考試委員会委員を委嘱する					
					二九	青少年問題審議会幹事に任命する					
					二二	自然環境保全審議会幹事に任命する					
					一〇	動物保護審議会幹事に任命する					
					一	第一三九回国会政府委員を命ずる					
					一四〇	第一四〇回国会政府委員を命ずる					

10 丁

法務省												原田明夫
年	月	日	事項			序	名					
平成 九	九	二九	第一四一回国会政府委員を命ずる									
一〇	一	一二	法制審議会幹事に併任する									
一一	一	一二	第一四二回国会政府委員を命ずる									
一二	二四	二四	法制審議会刑事法部会委員に併任する									
一三	二	二三	法制審議会少年法部会委員に併任する									
一四	二八	二八	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する									
一五	六	二三	法務事務次官に任命する									
一六	六	二二	中央省庁等改革推進本部幹事に任命する									
一七	七	二一	司法試験管理委員会委員長に併任する									
一八	八	二〇	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く									
一九	九	一九	公害対策會議幹事に任命する									
二〇	一四	一四	海外移住審議会幹事に任命する									
二一	七	一九	国有財産中央審議会委員に併任する									
二二	二六	二六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる									
二三	七	七	高齢社会対策會議幹事に任命する									
二四	二四	国会等移転審議会幹事に任命する										
二五	二八	中央交通安全対策會議幹事に任命する										
			内閣	大蔵省	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	法務省	内閣	原田明夫

法務省

年

月

日

事

項

原田明夫

平成一〇

一一

一二

一四

八

二〇

二一

二二

二三

二四

六

内閣

消費者保護会議幹事に任命する
東日本電信電話株式会社設立委員を命ずる
西日本電信電話株式会社設立委員を命ずる郵政省
法務省

倫理監督官を命ずる

大韓民国へ出張を命ずる

出張期間は平成一一年九月一日から同月四日までとする

検事長に任命する

一級に叙する

東京高等検察庁検事長に補する

検察官特別考試審査会委員の併任を解除する

副検事選考審査会委員の併任を解除する

倫理監督官を免ずる

法制審議会委員の併任を解除する

平成一三年一月五日限りをもつて海外移住審議会幹事の併任は終了した

法務省

内閣

1. 丁

年	月	日	事	項	序	名	出生年月日	昭和一四年三月三日	氏名	松浦	まつうら	まこと	本籍
出生地	現住所	務省	法務	司法試験管理委員会	司法試験第二次試験合格	司法修習生を命ずる	最高裁判所	法務省	旧氏名	松浦	まつうら	まこと	本籍
三六	九	三〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	司法修習生の修習終了	最高裁判所	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	
三七	三	中央大学法学部卒業	司法試験管理委員会	司法修習生を命ずる	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	
三九	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	
四〇	九	司法修習生の修習終了	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	
四一	一〇	検事二級（横浜地方検察庁検事）に任命する	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	
三四	三	福島地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	
二七	一九	福島地方検察庁郡山支部勤務を命ずる	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	
四五	二八	東京地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	
三	一二	岡山地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	
二七	一一		最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	松浦	まつうら	まこと	本籍	

2 丁				法務省				年 昭和四七	月 三	日 二五	事 項	松 浦 府	法 務 省	名 恂	
五九	五八	〃	五六	五五	五四	四	一九	四	一五	一七	浦和地方検察官事務取扱を命ずる 東京地方検察官事務取扱を免する	東京高等検察庁	最高検察 院	法務省	法務省
三	九	四	三	二五	二六	三	一九	一九	一〇	一六	札幌地方検察官事務取扱を命ずる 札幌地方検察官事務取扱を免する	〃	〃	法務省	法務省
二六	五	七	七	七	五	四	一九	法務省刑事局参事官に充てる 法務省審議会幹事に併任する	〃	〃	法務省刑事局青少年課長欠員につき同課長事務取扱を命ずる 事務取扱の期間は昭和五四年四月八日までとする	〃	〃	法務省	法務省
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	法務省刑事局参事官に充てることを解く 法務省審議会幹事の併任を解除する 法務省刑事局青少年課課長に充てる	〃	〃	〃	横浜地方検察官事務取扱を命ずる	〃	〃	法務省	法務省

3 丁		法務省		年	月	日	事	項	松浦恂
		年	月	日	事	項	松浦恂		
"	四	"	"	"	"	"	スイス、フランス、イタリア、連合王国、オランダ、西ドイツへ出張を命ずる		
"	一二	"	"	"	"	"	法制審議会幹事に併任する		
"	一〇	"	"	"	"	"	出張期間は昭和六〇年三月二五日から同年四月一三日までとする		
"	一〇	"	"	"	"	"	東京高等検察庁検事に配置換する		
"	九	"	"	"	"	"	東京高等検察庁刑事局青少年課長に充てる		
"	九	"	"	"	"	"	法務省刑事局青少年課長に充てる		
"	六一	"	"	"	"	"	法務省刑務官幹事の併任を解除する		
"	六一	"	"	"	"	"	東京地方検察庁検事に配置換する		
"	六三	"	"	"	"	"	東京地方検察庁公安部長を命ずる		
"	六三	"	"	"	"	"	東京高等検察庁検事に配置換する		
"	平成二	"	"	"	"	"	東京高等検察庁総務部長に充てる		
"	平成二	"	"	"	"	"	公安調査官を命ずる		
"	三	"	"	"	"	"	山形地方検察庁検事正に配置換する		
"	三	"	"	"	"	"	公安調査官を免ずる		
"	一二	"	"	"	"	"	最高検察庁検事に配置換する		
"	一二	"	"	"	"	"	公安調査官を免ずる		
"	一〇	"	"	"	"	"	公安調査官を充てる		
"	一〇	"	"	"	"	"	最高検察庁次長に充てる		

法務省										年	月	日	事項	松浦恂
										内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
										平成五	一	二二	公安調査官を命ずる	
										六	一〇	五	第一二六回国会政府委員を命ずる	
										一一	一一	一一	東京高等検察庁検事に配置換する	
										一二	一二	一二	東京高等検察庁次席検事を命ずる	
										一〇	九	八	公安調査官を命ずる	
										一一	一	四	法務省	内閣
										一二	一二	三	最高裁判所	内閣
										一〇	二	二	内閣	内閣
										一一	一二	一級に叙する	内閣	内閣
										一一	一四	仙台高等検察庁検事長に補する	内閣	内閣

1 丁		法務省						
		出生地	現住所	本籍	氏名		甲斐中辰夫	かいなかたつお
年	月	日	事項	府	出生年月日	昭和一五年一月二日	旧氏名	
三七	三		中央大学法学部卒業					
三八	九	二八	司法試験第二次試験合格					
三九	四	一	司法修習生を命ずる					
四一	四	七	司法修習生の修習終了					
四二	三	八	検事二級（横浜地方検察官検事）に任命する					
四四	二	二五	宮崎地方検察官検事に配置換する					
一二	一	二〇	東京地方検察官事務取扱を命ずる					
九			東京地方検察官事務取扱を免ずる					
				最高検察庁	法務省	最高裁判所	司法試験管理委員会	
四六	二	二七	東京地方検察庁検事に配置換する					
二〇	二七	千葉地方検察官事務取扱を命ずる						
	東京高等検察庁							

3丁		法務省		年	月	日	事項	甲斐中辰夫
平成元	二	昭和五四	四	一	札幌地方検察庁検事に配置換する			
	一〇	五五	三	二五	札幌地方検察庁公安部長を命ずる			
	一	五七	三	二五	札幌地方検察庁総務部長を免ずる			
		六〇	二	二五	東京地方検察庁検事に配置換する			
		六二	三	二五	内閣調査官に兼ねて任命する	内閣		
			一〇	二七	東京高等検察庁検事に配置換する			
				一一	東京地方検察庁検事に併任する			
					法務大臣官房常総課長に充てる			
					東京地方検察庁検事の併任を解除する			
					エジプト、ギリシャ、イタリア、スペイン、スイス及びフランスへ出張を命ずる			
					出張期間は平成元年三月一五日から同月二八日までとする			
					千葉地方検察庁検事に配置換する			
					千葉地方検察庁次席検事を命ずる			

甲斐中辰夫

法務省				年	月	日	事項	法務省
平成一〇	七	二九	最高検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					
			併任の期間は平成一〇年一二月三一日までとする					
一一	四	二六	東京地方検察庁検事正に配置換する					
一二	一一	二七	検事長に任命する					
			一級に叙する					
			高松高等検察庁検事長に補する					
				法	内			
				務	閣			
				省				

5 丁

1 丁		法務省							
本籍	現住所	出生地	年	月	日	事項	旧氏名	出生年月日	昭和一七年 一月一二日
									氏名
四九	四七		四〇	三		中央大学法学部卒業			
三	三		四一	九	二五	司法試験第二次試験合格			
二三	二五		四二	四	一	司法修習生を命ずる			
			四三	四		司法修習生の修習終了			
			四四	八		検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する			
			四五	八		秋田地方検察庁検事に配置換する			
			四六	五		東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる			
			四七	二		東京地方検察庁検事に配置換する			
			四八	九		福島地方検察庁検事に配置換する			
						最高検察庁	法務省	最高裁判所	司法院管理委員会

法務省

年 月 日 事 項 宗像紀夫

年 月 日 事 項 宗像紀夫

2丁	五二	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する			
	五五	八	一五	法務教官（法務総合研究所教官）に併任する			
	五七	三	二五	法務総合研究所教官に充てる			
	五八	八	一五	法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する			
				法務総合研究所教官に充てることを解く			
六二	〃	五九	三	東京高等検察庁検察官事務取扱を命ずる			
三	八	六〇	二	アメリカ合衆国へ出張を命ずる			
二七	一五	六一	一一	出張期間は昭和六〇年二月四日から同月一一日までとする			
				東京高等検察庁検察官事務取扱を免ずる			
				東京高等検察庁検察官事務取扱を命ずる			
				特別捜査部勤務を命ずる			
				特別捜査部副部長を命ずる			
東京地方検察庁				東京高等検察庁			

法務省

年 月 日

事 項

法務省

宗像紹夫

平成九月

併任の期間は平成九年一二月三一日までとする
検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する

法務省

一一五

前橋地方検察庁検事正に配置換する
最高検察庁検事に配置換する

法務省

法務省

一一六

最高検察庁総務部長を命ずる
最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員に任命する

最高裁判所

一一七

司法修習生考試委員会委員を委嘱する
中華人民共和国へ出張を命ずる

最高裁判所

一一八

出張期間は平成一年九月五日から同月一一日までとする

法務省

一一九

最高検察庁刑事部長を命ずる
かねて最高検察庁総務部長を命ずる

法務省

一二〇

最高検察庁刑務部長を免ずる

法務省

一二一

かねて最高検察庁家庭規則制定諮詢委員会委員を免ぜる

最高裁判所

一二二

最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員を免ぜる

最高裁判所

一二三

最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員を免ぜる

最高裁判所

一二四

最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員を免ぜる

最高裁判所

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

検事総長

退官願